

株主の皆様へ

横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

株式会社アイネット

代表取締役社長 坂井 満

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号
横浜ベイホテル東急
地下2階 クイーンズグランドボールルーム
（末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(2) 賛否の表示がない場合の取扱い

賛否の表示がない議決権行使書が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使のご案内

4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社の指定するウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) より2019年6月24日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

以 上

-
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社 アイネット 御中
株主総会日 議決権の数 XX 個
××××年×月××日

議案	賛否に対する選択	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 個

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
見本券 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXX
○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

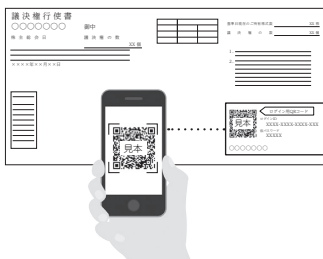
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

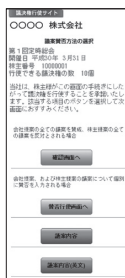
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



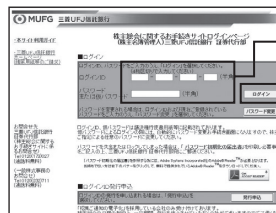
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

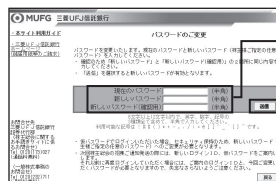
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当20円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は317,974,260円となります。
なお、第48期の年間配当は中間配当と合わせ、1株につき40円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役3名を減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いけだのりよし 池田典義 (1940年8月14日)	1971年4月 株式会社フジコンサルタント設立（現株式会社アイネット）代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役会長 2015年6月 当社取締役会長（現任）	1,742,279株
【取締役候補者とした理由】 当社の創業者であり、創業以来長年にわたり経営者として当社グループ全体の事業を統括し、業界動向や経営に関する豊富な経験と知見を有していることから引き続き取締役候補者としております。			
2	さかいみづる 井満 (1957年11月16日)	2013年4月 株式会社富士通マーケティング執行役員兼商品戦略推進本部長 2015年4月 当社入社 執行役員ソリューション本部付 2015年6月 当社取締役ソリューション本部長 2016年4月 当社取締役事業統括代理兼ソリューション本部長 2016年6月 当社常務取締役事業統括代理兼ソリューション本部長 2017年4月 当社常務取締役事業統括兼ソリューション本部長 2018年6月 当社代表取締役社長兼ソリューション本部長（現任）	8,250株
【取締役候補者とした理由】 コンピュータメーカー出身で、IT業界に関する専門的かつ広範な知識と経験、幅広いネットワークを持ち、当社の継続的成長の実現に係る戦略立案及び実行の牽引役であることから、当社の企業価値向上への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としております。			
3	わにぶちひろし 鰐淵浩 (1956年9月23日)	2003年7月 エクソンモービル有限会社（現JXTGエネルギー株式会社）テクノロジー&オペレーションマネージャー 2005年2月 当社入社 2006年4月 当社執行役員データセンター本部長 2007年4月 当社執行役員SS本部長 2009年6月 当社取締役SS本部長兼第1SS事業部長 2013年4月 当社取締役SS本部長兼第2SS事業部長 2013年6月 当社常務取締役SS本部長兼第2SS事業部長 2014年4月 当社常務取締役SS本部長 2017年4月 当社常務取締役SS本部長兼第2SS事業部長 2018年4月 当社常務取締役SS本部長兼第2SS事業部長兼マーリングサービス事業部所管 2018年6月 当社代表取締役専務事業統括兼SS本部長兼第2SS事業部長兼マーリングサービス事業部所管（現任）	30,520株
【取締役候補者とした理由】 石油業界システム部門出身で、同業界に関する専門的かつ広範な知識を有しており、2009年の取締役就任以来、高いリーダーシップ力を発揮し、当社の成長を牽引し続けていることから、当社の企業価値向上への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	さ えき とも みち 佐 伯 友 道 (1962年12月2日)	1984年 4月 株式会社フジコンサルタント（現株式会社アイネット）入社 2007年 4月 当社MS事業部長 2008年 6月 当社執行役員MS事業部長 2010年 6月 当社取締役メーリングサービス事業部長 2013年 6月 株式会社アイネット・データサービス代表取締役社長 2015年 6月 当社常務取締役戸塚事業本部長兼メーリングサービス事業部長 株式会社アイネット・データサービス取締役会長（現任） 2016年 4月 当社常務取締役データセンター本部長兼メーリングサービス事業部長兼ITマネージドサービス事業部所管 2018年 4月 当社常務取締役データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイネット・データサービス取締役会長	31,140株
【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、卓越した営業実績を上げ、当社の競争力を常に高めてきており、経営者としての視点だけでなく、営業として培った経験と当社サービスに精通した企画力、高い統率力で当社の事業拡大に貢献していることから引き続き取締役候補者としております。			
5	うち だ なお かつ 内 田 直 克 (1961年5月12日)	2011年 5月 株式会社横浜銀行戸塚支店長 2014年 4月 当社入社 財務本部経理部統括部長 2014年 6月 当社執行役員財務本部経理部統括部長 2015年 4月 当社執行役員本社統括代理 2015年 6月 当社取締役本社統括代理 2016年 4月 当社取締役本社統括 2016年 6月 株式会社アイネット・データサービス取締役（現任） 2017年 4月 当社取締役本社統括兼財務部長 2018年 4月 当社取締役本社統括 2018年 6月 当社常務取締役本社統括（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイネット・データサービス取締役	12,750株
【取締役候補者とした理由】 金融機関出身で、その経験から財務面及び内部統制の観点で、専門的かつ広範な知識を有しており、本社管理部門の統括責任者として当社の経営・管理全般を的確に遂行していることから引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	あさ 浅井 紀代子 (1956年11月23日)	1984年7月 篠原会計事務所(現税理士法人さくら共同会計事務所) 入所 1984年12月 税理士登録 2010年6月 税理士法人さくら共同会計事務所代表社員税理士(現任) 2010年9月 株式会社横浜会計社代表取締役(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社横浜会計社代表取締役 税理士	-
【社外取締役候補者とした理由】 税理士として培った高度な専門知識及び経験を当社の経営に活かし、経営の監督機能の強化に貢献していることから引き続き社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。			
7	たけの うち ゆき こ 竹之内 幸子 (1968年2月23日)	2011年8月 株式会社エ・ム・ズ代表取締役 2012年8月 株式会社Wo o m a x 設立代表取締役(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Wo o m a x 代表取締役	-
【社外取締役候補者とした理由】 長年企業経営に携わり、女性活躍推進をテーマとした講演及びコンサルティング等を数多く行い、そこで培った経験を当社の経営及びダイバーシティ推進に活かしていることから引き続き社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 浅井紀代子及び竹之内幸子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、各社外取締役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各社外取締役候補者が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、浅井紀代子及び竹之内幸子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みやざきまさとし 宮崎正敏 (1954年9月18日)	1977年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）豊橋支社長 2007年4月 株式会社ティーファス入社東京営業第二部長 2016年6月 同社常務執行役員厚生事業部担当兼購買事業部担当兼東京支店長兼東京営業第二部長 2017年6月 当社常勤社外監査役（現任）	400株
【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたる金融機関での業務執行で培った経験や企業経営に携わった経験を当社経営の監査に活かしていることから引き続き社外監査役候補者としております。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			
2	おおはしひでお 大橋秀夫 (1960年1月28日)	1983年4月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1986年3月 公認会計士登録 1987年1月 公認会計士岡本忍事務所入所 1992年4月 税理士登録 1992年7月 大橋公認会計士事務所 所長（現任） 1996年9月 株式会社大橋会計代表取締役（現任） 2006年6月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社大橋会計代表取締役 公認会計士	21,680株
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場から監査・監督にあたっていることから引き続き社外監査役候補者としております。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。			
3	たしたよしひこ 田下佳彦 (1947年11月18日)	1971年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 2001年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社代表取締役社長 2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ウェブ常勤監査役 株式会社NTTデータ・エム・シー・エス監査役 2015年6月 当社社外監査役（現任）	3,400株
【社外監査役候補者とした理由】 同業他社で長年経営者として務められた豊富な経験を当社経営の監査・監督に活かしていることから引き続き社外監査役候補者としております。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株 式 数
4	うら かわ ちか ふみ 浦 川 親 章 (1951年10月16日)	1976年 4 月 富士通株式会社入社 2013年 6 月 同社取締役執行役員専務国内営業部門長 2015年 4 月 株式会社富士通システムズ・イースト (現富士通株式会社) 取締役会長 2015年 6 月 富士通株式会社顧問 2016年 4 月 株式会社富士通システムズ・イースト (現富士通株式会社) 顧問 2016年 7 月 当社顧問 2018年 3 月 株式会社エム・オー・エム・テクノロジー監査役 (現任) 2018年 6 月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エム・オー・エム・テクノロジー監査役	1,300株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたる情報・通信業界での経営者として培った経験と豊富な知識を有しており、客観的立場から、当社経営について適切かつ実効的な監査機能を果たしていることから引き続き社外監査役候補者としております。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 宮崎正敏、大橋秀夫、田下佳彦及び浦川親章の各氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は各社外監査役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各社外監査役候補者が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、宮崎正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2001年2月21日開催の臨時株主総会において、年額270百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調で推移しました。先行きについては、米中貿易摩擦の動向等、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、引き続き緩やかに回復していくことが期待されています。

当社グループが属する情報サービス業界では、企業収益が改善するなか、業務の効率化、情報化、人手不足の対応をはじめとしたIT投資需要は増加基調にあります。中でもクラウドコンピューティングの普及拡大、IoT（モノのインターネット）の推進、ビッグデータやAI（人工知能）の活用拡大など、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」への取り組みの活発化に伴い、企業の売上拡大や顧客サービス向上を目的とした競争力強化のためのIT投資への関心が一層高まっております。

このような環境下、当社グループは、多様化する顧客ニーズに的確に応え、システム開発需要に対応するとともに、企業の「デジタルトランスフォーメーション(DX)」への取り組みに不可欠な、データ基盤となるデータセンターサービスやクラウドサービスの商品力向上に注力してまいりました。

また、事業規模拡大及び提供サービス拡充を目的として、優れた技術やソリューションを有する企業とのアライアンスやM&Aも積極的に進めており、当連結会計年度では、2018年10月に株式会社ソフトウェアコントロールを子会社化しました。同社は、西日本地域に強い事業基盤を有しており、営業・開発・顧客基盤のさらなる拡充とともに、今後様々な相乗効果を見込んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高27,591百万円(前年比7.7%増)、営業利益2,345百万円(同12.7%増)、経常利益2,347百万円(同14.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,521百万円(同11.2%増)となりました。

当連結会計年度におけるサービス区分別の売上状況は以下のとおりです。

〔情報処理サービス〕

データセンターを活用したITマネージドサービスやクラウドサービスを中心に新規大型案件を獲得するなど好調に推移したものの、一部顧客におけるBPOサービス見直しに伴う受託量の減少があり、前年並みの10,091百万円(前年比0.4%増)となりました。

〔システム開発サービス〕

石油業向け、流通サービス業向け等のシステム構築が好調に推移したことに加えて、株式会社ソフトウェアコントロールの連結子会社化が寄与し、16,395百万円(同14.3%増)となりました。

〔システム機器販売〕

システム構築に付随した機器販売等は堅調に推移したものの、前年にあったガソリンスタンド向けPOS機器販売等大型案件の反動減により、1,104百万円(同9.2%減)となりました。

サービス区分別売上	当連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		前連結会計年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		増	減
	金額	構成比	金額	構成比	金額	率
情報処理サービス	百万円 10,091	% 36.6	百万円 10,051	% 39.2	百万円 39	% 0.4
システム開発サービス	16,395	59.4	14,347	56.0	2,047	14.3
システム機器販売	1,104	4.0	1,216	4.8	△111	△9.2
合計	27,591	100.0	25,615	100.0	1,975	7.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、2,725百万円であります。これは、主に情報処理サービスの受注拡大に備えるため、データセンター設備を増強したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、貸出コミットメント契約を取引金融機関5行との間で結び、機動的かつ安定的な資金調達が可能となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2018年10月26日付（みなし取得日 2018年11月1日）で株式会社ソフトウェアコントロールの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第45期 （2015年4月1日から 2016年3月31日まで）	第46期 （2016年4月1日から 2017年3月31日まで）	第47期 （2017年4月1日から 2018年3月31日まで）	第48期(当連結会計年度) （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）
売 上 高	千円 24,434,553	千円 24,617,292	千円 25,615,844	千円 27,591,755
経 常 利 益	1,838,465	1,939,330	2,051,007	2,347,654
親会社株主に帰属する当期純利益	1,114,947	1,314,626	1,368,353	1,521,889
1株当たり当期純利益	円 69.70	円 82.68	円 86.06	円 95.72
総 資 産	千円 25,110,128	千円 25,043,233	千円 26,007,150	千円 28,515,333
純 資 産	11,793,633	12,684,529	13,507,037	14,357,167
1株当たり純資産	円 741.67	円 797.79	円 849.55	円 903.04

- (注) 1. 当社は、2016年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	所 在 地	資 本 金 千円	出 資 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 I S T ソフトウェア	東 京 都 大 田 区	608,425	100.0	・情報処理サービス ・システム開発サービス ・システム機器販売
株式会社ソフトウェアコントロール	東 京 都 中 央 区	54,000	100.0	・システム開発サービス

(注) 2018年10月26日付(みなし取得日 2018年11月1日)で株式会社ソフトウェアコントロールの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

国内のITサービス市場は緩やかな成長が継続すると想定される一方、ITを活用する顧客ニーズの多様化や、システムの「所有」から「利用」へのパラダイムシフト等を受け、構造的な変化、すなわち、労働集約的な受託開発に代表される従来型のビジネスモデルから、サービス提供型のビジネスモデルへのシフトが求められております。加えて、IoTやビッグデータ、AI、ロボティクス等のデジタル技術の流れを受け、お客様のIT投資も、従来の業務効率化を目的としたものから、最新の技術を活用した事業競争力強化やビジネス変革を目的としたものへと変化しております。

当社グループでは、このような市場の変化を積極的な成長機会と捉え、経営戦略として、お客様との絆をより強固にする「守り」と、新たな市場領域やサービスを開拓する「攻め」のバランスを重要視する両利き経営を常に考え、状況変化に応じた有効な戦略・戦術をとり続けております。新たに掲げた3つの重点施策(①「パートナー戦略と販売チャネル戦略」の強化・拡大、②「クラウド基盤 (Next Generation EASY Cloud®) +アプリケーション」のサービス化、③「企画からBPOまでの一貫ビジネスにおけるクロスセル」のさらなる推進)につきましても順調に成果が出始めております。今後も、当社グループのビジネスモデルを強力に推し進めていくとともに、戦略・戦術を実行していくために以下を重点強化ポイントとして取り組み、さらなる事業成長と企業価値の向上を図ってまいります。

(当社グループのビジネスモデル)

当社グループは、中長期にわたる安定的な成長を実現するため、多種多様な業種業態のお客様のビジネスに合わせて様々なサービスを連携し、クラウドデータセンターを軸に、ストックビジネスへ展開しております。当社が展開するサービスは、DXソリューション、受託計算・決済、プリント・メーリング・BPO、システム開発、組込制御、基盤開発・運用監視、クラウドサービス、フィンテックなど多岐にわたり、お客様企業が必要とする最適なサービスをワンストップで提供しております。

(重点強化ポイントとしての取り組み)

- ・顧客視点でのフォロー充実による安心・安全・満足度の向上
- ・顧客ニーズに立脚した付加価値のある提案営業の強化
- ・今後成長が見込めるクラウドサービスの新商品開発などの強化
- ・優秀な人材の確保、人材育成、キャリア形成への取り組み等、人材への投資強化
- ・働きやすく生産性の高い、快適な職場環境形成の促進と健康支援の強化
- ・すべての従業員が活躍できるための体制強化（女性活躍推進、シニア人材の活用）

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、情報サービスを主な事業としております。

サービス区分毎の事業内容は以下のとおりであります。

- ① 情報処理サービス
- ② システム開発サービス
- ③ システム機器販売

(6) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

① 当社

本	社	横	浜	市	西	区							
事	業	所	東	京	都	大	田	区					
情	報	セ	ン	タ	ー	横	浜	市	(2	拠	点)
支	店	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、中部（名古屋市中区）、大阪（大阪市淀川区）、中四国（広島市南区）、福岡（福岡市中央区）											

② 子会社

株	式	会	社	I	S	T	ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	東	京	都	大	田	区			
株	式	会	社	ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	コ	ン	ト	ロ	ー	ル	東	京	都	中	央	区

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,556 (271) 名	232名増 (4名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
893 (271) 名	6名増 (4名減)	40.2歳	16.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	3,087,900千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,298,680千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,242,424株 |
| ③ 株主数 | 3,647名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
池 田 典 義	1,742千株	10.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,588千株	9.99%
アイネット従業員持株会	1,333千株	8.39%
北 川 淳 治	781千株	4.91%
株式会社 横 浜 銀 行 （常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社）	707千株	4.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	426千株	2.68%
有 限 会 社 エヌ・アンド・アイ	316千株	1.99%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 （常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	275千株	1.73%
三 菱 総 研 D C S 株 式 会 社	239千株	1.51%
ト ッ パ ン ・ フ ォ ー ム ズ 株 式 会 社	232千株	1.46%

- (注) 1. 当社は自己株式（343,711株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2018年7月23日付で、レオス・キャピタルワークス株式会社より当社株式に係る大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書（変更報告書）において、2018年7月13日現在で同社が1,300千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	池田 典義	
代表取締役 社長	坂井 満	ソリューション本部長
代表取締役 専務	鰐 渕 浩	事業統括兼SS本部長兼第2SS事業部長兼マーケティングサービス事業部所管
常務取締役	佐伯 友道	データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管 株式会社アイネット・データサービス取締役会長
常務取締役	内田 直克	本社統括 株式会社アイネット・データサービス取締役
取締役	石 神 哲	データセンター本部クラウドサービス事業部長
取締役	立 島 直 記	ソリューション本部副本部長
取締役	木 下 昌 和	経営戦略室、営業企画部、企画・IR部所管
取締役	浅 井 紀 代 子	株式会社横浜会計社代表取締役 税理士
取締役	竹之内 幸子	株式会社Woomax代表取締役
常勤 監査役	宮 崎 正 敏	
監査役	大 橋 秀 夫	株式会社大橋会計代表取締役 公認会計士
監査役	田 下 佳 彦	
監査役	浦 川 親 章	株式会社エム・オー・エム・テクノロジー監査役

- (注) 1. 取締役浅井紀代子及び竹之内幸子の両氏は、社外取締役であります。なお当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役宮崎正敏、大橋秀夫、田下佳彦及び浦川親章の各氏は、社外監査役であります。なお当社は、宮崎正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役大橋秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2018年4月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動後	異動前
鰐 渕 浩	常務取締役SS本部長兼第2SS事業部長兼マーケティングサービス事業部所管	常務取締役SS本部長兼第2SS事業部長
佐 伯 友 道	常務取締役データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管	常務取締役データセンター本部長兼マーケティングサービス事業部長兼ITマネージドサービス事業部所管
石 神 哲	取締役データセンター本部クラウドサービス事業部長	取締役SS本部担当
立 島 直 記	取締役ソリューション本部副本部長	取締役ソリューション本部副本部長兼制御事業部長

5. 2018年6月22日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動後	異動前
坂井 満	代表取締役社長兼ソリューション本部長	常務取締役事業統括兼ソリューション本部長
鰐 淵 浩	代表取締役専務事業統括兼SS本部長兼第2SS事業部長兼マーケティングサービス事業部所管	常務取締役SS本部長兼第2SS事業部長兼マーケティングサービス事業部所管
梶本 繁 昌	取締役相談役	代表取締役社長
内田 直 克	常務取締役本社統括	取締役本社統括

6. 2018年6月22日付で退任した監査役については次のとおりであります。

氏名	退任事由	退任時の地位
本村 晴 樹	辞任	常勤監査役

7. 2018年10月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動後	異動前
木下 昌 和	取締役経営戦略室、営業企画部、企画・IR部所管	取締役経営戦略室長

8. 2018年12月31日付で退任した取締役については次のとおりであります。

氏名	退任事由	退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況
梶本 繁 昌	辞任	取締役相談役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取(うち社外取締役)	12名 (2)	181百万円 (7)
監(うち社外監査役)	5 (5)	23 (23)
合計	17	205

(注) 1. 上記には、2018年6月22日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。また、2018年12月31日に退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2001年2月21日開催の臨時株主総会において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2001年2月21日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

□. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2005年6月24日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し13百万円の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役浅井紀代子氏は、株式会社横浜会計社の代表取締役であります。なお、当社は株式会社横浜会計社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役竹之内幸子氏は、株式会社Wo o m a xの代表取締役であります。なお、当社は株式会社Wo o m a xとの間には特別の関係はありません。
- ・監査役大橋秀夫氏は、株式会社大橋会計の代表取締役であります。なお、当社は株式会社大橋会計との間には特別の関係はありません。
- ・監査役浦川親章氏は、株式会社エム・オー・エム・テクノロジーの監査役であります。なお、当社は株式会社エム・オー・エム・テクノロジーとの間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役浅井紀代子	16回	100%	－	－
取締役竹之内幸子	15	93.75	－	－
監査役宮崎正敏	16	100	13回	100%
監査役大橋秀夫	16	100	13	100
監査役田下佳彦	16	100	13	100
監査役浦川親章	13	100	10	100

(注) 1. 監査役浦川親章氏は2018年6月22日開催の当社第47回定時株主総会で監査役に選任されており、取締役会の出席率は就任後の取締役会開催回数13回で計算しております。

2. 監査役浦川親章氏の監査役会の出席率は(注)1と同様に就任後の監査役会開催回数10回で計算しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
 - a. 浅井紀代子氏は、取締役会において税理士としての専門的な見地から発言を行っております。
 - b. 竹之内幸子氏は、取締役会において女性活躍推進をテーマとした多くの講演やコンサルティングで培った経験を活かした発言を行っております。
 - c. 宮崎正敏氏は、取締役会及び監査役会において、金融機関での業務執行で培った経験や企業経営に携わった経験を活かした発言を行っております。
 - d. 大橋秀夫氏は、取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。
 - e. 田下佳彦氏は、取締役会及び監査役会において、同業他社で経営者として長年務めた豊富な経験から発言を行っております。
 - f. 浦川親章氏は、取締役会及び監査役会において、情報・通信業界で経営者として培った経験を活かした発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

PWCあらた有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

34百万円

- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、①の額は、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況及び報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行った結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告をいたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社並びにグループ会社の取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

代表取締役社長は、本社統括をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、リスクマネジメント室がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

内部監査室は、独立した立場から監査を実施してその結果を代表取締役社長に報告する。

当社は、コンプライアンス上、疑義ある行為についての内部通報の仕組みとして、「公益通報者保護規程」を定め、それに従い、取締役及び使用人が通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営する。内部通報制度の通報状況については、速やかに監査役に報告を行うこととする。

監査役は、コンプライアンス体制に対する問題の有無を調査し、取締役会に報告する。また、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、本社統括を職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者として任命する。職務執行に係る情報の保存及び管理は「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し、改善を図るものとする。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント室主導の下、代表取締役社長を委員長とする組織横断的なリスク管理委員会を設置し、リスクの見直しを行う。また、同委員会は、「危機管理規程」を見直し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。内部監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて適時臨時取締役会を開催する。

取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適時報告し、監査役及び内部監査室がこれを適時監査する。また、執行が効率的に行われるよう毎月1回本部長会を開催する。

グループ全体の中期経営計画及び単年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。また、グループ会社を含めた事業部門長以上で構成されるグループ経営会議を毎月1回定期的に開催し、業務の執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務執行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理は本社統括が行う。グループ会社の社長は、毎月1回開催されるグループ経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。
当社並びにグループ会社の取締役は、当社各部門及び各グループ会社の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立とその運用について権限と責任を有する。
監査役と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。
この活動に資するため、グループ会社監査役連絡会、内部監査部門連絡会を組織し、情報の共有化を図って対処する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室及び本社統括所属の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。指名された使用人の補助すべき期間中における指揮権は、監査役に委譲されたものとし、また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の当該期間における人事異動は、監査役の同意を得るものとする。
- ⑦ 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役に報告すべき事項（法定の事項、当社及びグループ会社の経営・業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為、その他）に関する規程を監査役会と協議のもと2007年4月1日に制定した。当社の取締役及び使用人は監査役会に対して、その規程に定める報告事項を、遅滞なく報告する。

監査役は、グループ経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査役会は、代表取締役社長との間において定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況の概要については次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

また、グループ経営会議においても重要な業務執行について報告・協議が行われており、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

その他に、原則年1回取締役会の実効性評価を実施することとし、取締役会の現状を把握し、より実効性を高めるべく運営の見直しを実施しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びグループ経営会議等への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換が行われており、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ グループ管理体制

毎月開催されるグループ経営会議において、子会社の社長及び役員が事業の実績報告を行うことに加えて、当社の執行役員等を子会社の監査役として派遣し、子会社の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行うとともに、当該執行役員等を通じて当社に随時報告を行っております。

④ コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、全社員へ名刺サイズ版の企業行動憲章カードを配布し、常時携帯させております。また、社員のみならずパートやアルバイトも対象にe-ラーニング等による教育を実施し、より良い企業風土の醸成に努めております。なお、公益通報者保護規程に則り、リスクマネジメント室に加えて、社外にも内部通報窓口を設置し、内部通報環境の整備に努めております。

⑤ リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益を最小限にするため危機管理規程を制定し、毎月開催される組織横断的なリスク管理委員会において、グループ全体のリスクの見直しを行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社においては、①データセンターを中核とした一連のアウトソーシング受託業務をワンストップで提供できる業務体制、②顧客との信頼関係、並びにそれに依拠した「直接契約比率の向上」及び「ストックビジネスの拡大」という当社独自のビジネスモデル、③顧客第一主義・地元密着型の企業文化、及び④多様な事業パートナーとの協力関係等こそが、当社の企業価値・株主共同の利益の源泉であります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握したうえで、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は個々の従業員のノウハウ等を結集したワンストップサービスの提供、顧客との信頼関係や当社の企業文化に基づいた当社独自のビジネスモデルの維持、地元密着型の企業文化の維持、及び適切な事業パートナーとの協力関係の維持により更なる企業価値の確保・向上を目指し取り組んでおります。

近年、個人情報保護法対策、災害対策を始めとするBCP(事業継続計画)、セキュリティ対策などに対してのアウトソーシングニーズは高く、ストックビジネスの拡大の好機と判断しております。

そこで当社はアウトソーシングビジネスの拡大を目指し、自社保有する4棟のデータセンターを活用した、クラウドサービスの高度化に注力しております。当社の法人向けクラウドサービス「Dream Cloud®」は、1200社以上のお客様にプライベートからパブリックまで多様なニーズでご利用いただいております。

「Dream Cloud®」の中核サービスであるマネージドクラウド「Next Generation EASY Cloud®(NGEC)」は仮想化・クラウドテクノロジーの世界的なトップ企業のVMwareのテクノロジーを全面採用し、サービス基盤を刷新した次世代型クラウドサービスで、高い可用性を実現しております。

また、積極的なIR活動の推進により資本市場から正当な評価を得られるよう努力を続けております。

更に当社は、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

③ 上記②の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

上記②イ及びロの各取組みは当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでも、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,997,201	負 債 の 部	
現 金 及 び 預 金	3,299,833	流 動 負 債	7,933,708
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,836,688	買 掛 金	1,075,524
商 品	78,565	短 期 借 入 金	2,329,640
仕 掛 品	118,862	リ ー ス 債 務	306,033
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	306,600	未 払 法 人 税 等	485,664
そ の 他	359,656	賞 与 引 当 金	846,555
貸 倒 引 当 金	△3,006	工 事 損 失 引 当 金	5,476
固 定 資 産	18,518,132	そ の 他	2,884,813
有 形 固 定 資 産	13,482,925	固 定 負 債	6,224,457
建 物 及 び 構 築 物	8,331,916	長 期 借 入 金	5,471,980
土 地	3,202,109	リ ー ス 債 務	335,381
リ ー ス 資 産	559,435	繰 延 税 金 負 債	43,518
建 設 仮 勘 定	298,059	退 職 給 付 に 係 る 負 債	62,994
そ の 他	1,091,404	資 産 除 去 債 務	67,315
無 形 固 定 資 産	1,218,815	そ の 他	243,266
の れ ん	311,404	負 債 合 計	14,158,165
ソ フ ト ウ エ ア	853,473	純 資 産 の 部	
そ の 他	53,937	株 主 資 本	14,186,345
投 資 そ の 他 の 資 産	3,816,391	資 本 金	3,203,992
投 資 有 価 証 券	2,159,604	資 本 剰 余 金	3,274,129
退 職 給 付 に 係 る 資 産	932,677	利 益 剰 余 金	8,077,012
繰 延 税 金 資 産	153,807	自 己 株 式	△368,789
そ の 他	571,847	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	170,822
貸 倒 引 当 金	△1,546	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	160,201
資 産 合 計	28,515,333	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	10,620
		純 資 産 合 計	14,357,167
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,515,333

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上		27,591,755
売 上 原 価		21,005,367
売 上 総 利 益		6,586,387
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,240,430
営 業 利 益		2,345,957
営 業 外 収 入		
受 取 利 息	899	
受 取 配 当 金	27,625	
助 成 事 業 組 合 運 用 益 他	20,334	
投 資 事 業 組 合 運 用 益 他	6,599	
そ の 他	28,125	83,584
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	56,128	
支 払 手 数 料 他	24,956	
そ の 他	801	81,886
経 常 利 益		2,347,654
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	40,000	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	11,915	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	11,687	
減 損	10,000	
一 入 解 約 損	1,804	
固 定 資 産 除 却 損	1,084	76,491
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,271,163
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税 額	739,028	
法 人 税 等 調 整	10,244	749,273
当 期 純 利 益		1,521,889
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,521,889

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,203,992	3,274,129	7,175,179	△368,323	13,284,978
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△620,056		△620,056
親会社株主に帰属する当期純利益			1,521,889		1,521,889
自己株式の取得				△465	△465
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	901,833	△465	901,367
当期末残高	3,203,992	3,274,129	8,077,012	△368,789	14,186,345

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	210,572	11,486	222,059	13,507,037
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△620,056
親会社株主に帰属する当期純利益				1,521,889
自己株式の取得				△465
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△50,371	△866	△51,237	△51,237
連結会計年度中の変動額合計	△50,371	△866	△51,237	850,129
当期末残高	160,201	10,620	170,822	14,357,167

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社I S Tソフトウェア
株式会社ソフトウェアコントロール

上記のうち、株式会社ソフトウェアコントロールについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社アイネット・データサービス

株式会社アイネット・データサービスについては、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用する関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・非連結子会社 1社 株式会社アイネット・データサービス
- ・関連会社 1社 株式会社リップル・マーク

株式会社アイネット・データサービス及び株式会社リップル・マークについては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・その他有価証券

- | | |
|---------|---|
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

- . たな卸資産
- ・ 商品、原材料、貯蔵品 先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定額法
（リース資産を除く）
- . 無形固定資産
（リース資産を除く）
- ・ 自社利用のソフトウェア 情報処理サービス業務用等の自社利用のソフトウェアの自社製作費用及び購入費用は、経済的耐用年数（5年以内）に基づき定額法により償却しております。
 - ・ 販売目的のソフトウェア 市場販売目的のソフトウェアは、販売見込期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- . 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、次期支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。
- ハ. 工事損失引当金 受注制作のソフトウェア取引に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準 従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 受注制作のソフトウェア取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

分について成果の確実性が認められるソフトウェア取引

・その他のソフトウェア取引 完成基準

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップに係る金銭の受払の純額等をヘッジ対象の借入金の利息に加減して処理しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…特定借入金の支払金利

・ヘッジ方針

借入金利息の金利変動に伴うキャッシュ・フローの変動を回避する目的で行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時期及びその後継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

二. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

ホ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	5,052,572千円
土地	2,865,792千円
その他	1,344千円
計	7,919,709千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	500,000千円
長期借入金	1,050,000千円
計	1,550,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,652,251千円

4. 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 19,941千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,242千株	－千株	－千株	16,242千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	343千株	0千株	－千株	343千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2018年6月22日開催の第47回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	302,081千円
・ 1株当たり配当金額	19.0円
・ 基準日	2018年3月31日
・ 効力発生日	2018年6月25日

ロ. 2018年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	317,975千円
・ 1株当たり配当金額	20.0円
・ 基準日	2018年9月30日
・ 効力発生日	2018年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2019年6月25日開催の第48回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	317,974千円
・ 1株当たり配当金額	20.0円
・ 基準日	2019年3月31日
・ 効力発生日	2019年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの販売業務管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,299,833	3,299,833	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 差引	5,836,688 △2,955 5,833,733	5,833,733	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,044,654	1,044,654	—
資産計	10,178,221	10,178,221	—
(1) 買掛金	(1,075,524)	(1,075,524)	—
(2) 短期借入金	(2,329,640)	(2,329,640)	—
(3) 長期借入金	(5,471,980)	(5,438,048)	33,931
負債計	(8,877,144)	(8,843,213)	33,931
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 負債項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっています。

負 債

(1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（下記(4)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、通常の変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(4) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しています(上記(3)参照)。

(注2)非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額 非上場株式1,102,049千円、非連結子会社株式9,000千円、関連会社株式3,900千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	903円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	95円72銭

8. その他

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2018年9月21日開催の取締役会において、株式会社ソフトウェアコントロール（以下、「ソフトウェアコントロール」といいます。）の発行済株式の全部を取得し子会社化することについて決議を行い、2018年10月26日付で取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ソフトウェアコントロール
事業の内容 ネットワーク、オープン系、制御システムの構築等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、情報処理サービス、システム開発サービス、システム機器販売を主たる業務としております。一方、ソフトウェアコントロールはネットワーク、オープン系、制御システムの構築を主要業務とし、情報処理技術を駆使して、コンサルティングからメンテナンスまで幅広いサービスを提供しています。また、西日本に強い業務基盤を有しております。

当社はソフトウェアコントロールを子会社化することにより一層の営業・開発基盤の拡充及び西日本地域の強化を図ります。ソフトウェアコントロールとは顧客層の重複が殆どなく顧客基盤の拡充が図れること、同じく対象となるシステム開発の重複もなく事業領域の拡充が図れること、及び西日本地域での主要拠点として地域的な強化が図れることなど、様々な相乗効果を見込んでおります。

(3) 企業結合日

2018年10月26日（みなし取得日 2018年11月1日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社ソフトウェアコントロール

- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2018年11月1日から2019年3月31日まで

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 11,000千円

4. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-------------|
| 取得の対価 | 現金 | 1,170,000千円 |
| 取得原価 | | 1,170,000 |

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
296,299千円
- (2) 発生原因
主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(注) 各注記の記載金額はすべて千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		額	負 債 及 び 純 資 産 の 部		額
科 目	金		科 目	金	
流 動 資 産		6,966,579	流 動 負 債		7,236,226
現金及び預金		2,298,027	買掛金		760,732
受取手形		9,543	一年内返済予定の長期借入金		2,281,440
売掛金		3,914,410	リース債務		306,033
商品		73,911	未払金		981,399
仕掛品		63,303	未払法人税等		330,396
原材料及び貯蔵品		306,600	未払消費税		78,537
前払費用		234,687	未払費用		258,353
倒引当金		68,961	前受り金		162,044
貸倒引当金		△2,866	関係会社預り金		32,529
固定資産		19,660,090	関係会社受引当金		700,000
有形固定資産		13,155,900	仮賞与損失引当金		893,823
建物		8,069,354	賞与引当金		414,458
構築物		197,147	工事の引当金		4,036
車両運搬具		530	その他		32,441
器具・備品		1,062,800	固定負債		6,031,964
土地		2,968,571	長期借入金		5,464,980
建物		559,435	繰上り入金		335,381
建設仮勘定		298,059	繰上り入金		21,185
無形固定資産		753,501	繰上り入金		35,267
電話加入権		44,878	繰上り入金		153,834
ソフトウェア		567,874	繰上り入金		21,314
ソフトウェア		140,748	負債合計		13,268,190
投資その他の資産		5,750,688	純資産の部		
投資有価証券		1,824,354	株主資本		13,212,589
関係会社株		2,842,782	資本金		3,203,992
出資		1,302	資本剰余金		3,265,785
破産更生債権		696	資本準備金		801,000
長期前払費用		106,958	その他資本剰余金		2,464,785
前払年金費用		696,395	利益剰余金		7,111,600
敷金・保証金		227,590	繰上り利益剰余金		7,111,600
会員の権利		30,700	繰上り利益剰余金		7,111,600
貸倒引当金		21,456	自己株式		△368,789
		△1,546	評価・換算差額等		145,890
			その他有価証券評価差額金		145,890
資産合計		26,626,670	純資産合計		13,358,479
			負債・純資産合計		26,626,670

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,034,112
売 上 原 価		14,959,187
売 上 総 利 益		5,074,925
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,192,490
営 業 利 益		1,882,435
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14	
受 取 配 当 金	46,093	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	6,599	
助 成 金 収 入 他	10,500	
そ の 他	20,813	84,021
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	56,250	
支 払 手 数 料 他	24,956	
そ の 他	800	82,007
経 常 利 益		1,884,449
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損 失	40,000	
減 損 損 失	10,000	
リ ー 入 解 約 損 失	1,804	
固 定 資 産 除 却 損 失	1,077	52,882
税 引 前 当 期 純 利 益		1,831,567
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	568,137	
法 人 税 等 調 整 額	6,828	574,966
当 期 純 利 益		1,256,600

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	3,203,992	801,000	2,464,785	3,265,785	6,475,056	6,475,056	△368,323	12,576,511	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△620,056	△620,056		△620,056	
当期純利益					1,256,600	1,256,600		1,256,600	
自己株式の取得							△465	△465	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	636,544	636,544	△465	636,078	
当期末残高	3,203,992	801,000	2,464,785	3,265,785	7,111,600	7,111,600	△368,789	13,212,589	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	204,153	204,153	12,780,665
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△620,056
当期純利益			1,256,600
自己株式の取得			△465
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△58,263	△58,263	△58,263
事業年度中の変動額合計	△58,263	△58,263	577,814
当期末残高	145,890	145,890	13,358,479

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・ その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・ 商品・原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

情報処理サービス業務用等の自社利用のソフトウェアの自社製作費用及び購入費用は、経済的耐用年数（5年以内）に基づき定額法により償却しております。

・ 販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアは、販売見込期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、次期支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付引当金が借方残高であるため、前払年金費用として計上しております。

④ 工事損失引当金

受注制作のソフトウェア取引に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分につ 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

いて成果の確実性が認められるソ

フトウェア取引

② その他のソフトウェア取引 完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップに係る金銭の受払の純額等をヘッジ対象の借入金の利息に加減して処理しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…特定借入金の支払金利

・ヘッジ方針

借入金利息の金利変動に伴うキャッシュ・フローの変動を回避する目的で行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時期及びその後継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	4,996,957千円
構築物	55,614千円
工具・器具・備品	1,344千円
土地	2,865,792千円
計	7,919,709千円

担保に係る債務の金額

一年内返済予定の長期借入金	500,000千円
長期借入金	1,050,000千円
計	1,550,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,440,895千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権

13,294千円

② 短期金銭債務

21,630千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 売上高	100,999千円
② 仕入高	150,723千円
③ 営業取引以外の取引高	47,151千円
(2) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額	10,403千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	343千株	0千株	-千株	343千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	27,680千円
賞与引当金損金算入限度超過額	145,352
未払役員退職慰労金否認	47,037
会員権評価損否認	11,361
投資有価証券評価損否認	18,541
資産除去債務	10,783
その他	22,258
繰延税金資産 小計	283,015千円
評価性引当額	△29,903
繰延税金資産 合計	253,112千円

繰延税金負債

前払年金費用	△212,934
その他有価証券評価差額金	△56,918
資産除去債務に対応する除去費用	△4,444
繰延税金負債 合計	△274,297千円
繰延税金資産の純額	△21,185千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ISTソフトウェア	所有 直接 100%	資金の集中	資金の集中(注) 預り金利息(注)	800,000千円 937千円	関係会社預り金	500,000千円
子会社	株式会社ソフトウェアコントロー	所有 直接 100%	資金の集中	資金の集中(注) 預り金利息(注)	200,000千円 8千円	関係会社預り金	200,000千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の集中及び預り金利息に関しては、子会社の資金状況を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 840円22銭
(2) 1株当たり当期純利益 79円04銭

(注) 各注記の記載金額はすべて千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社 アイネット

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 出口 眞 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯室 進 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネットの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社 アイネット

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 出口 眞 也 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 飯室 進 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネットの2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P W C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P W C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社アイネット 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 宮崎 正 敏 ㊟

社外監査役 大橋 秀 夫 ㊟

社外監査役 田下 佳 彦 ㊟

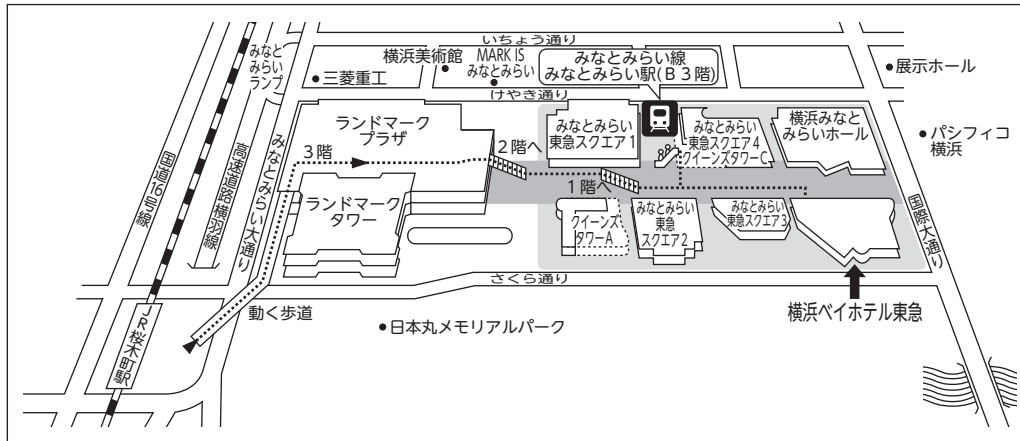
社外監査役 浦川 親 章 ㊟

以 上

会場案内図

横浜ベイホテル東急
地下2階 クイーンズグランドボールルーム
横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号
TEL 045-682-2222

受付開始時刻は、午前9時を予定しております。



交通 みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩3分
J R京浜東北線 (根岸線・横浜線) 桜木町駅より徒歩15分
市営地下鉄ブルーライン 桜木町駅より徒歩15分

**UD
FONT**
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C013080

**VEGETABLE
OIL INK**